○尾張旭市高齢者外出支援事業実施要綱

尾張旭市高齢者外出支援事業実施要綱（令和２年４月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、移動手段として尾張旭市営バス（以下「市営バス」という。）又はタクシーを利用する場合の料金の助成（以下「利用料金助成」という。）並びに高齢者向けの情報誌及び特典証の発行（以下「特典支援」という。）を実施することにより、高齢者の外出を支援し、もって身体機能の維持及び健康増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、利用料金助成及び特典支援において、それぞれ次表に定める者とする。

事業区分	対象者
利用料金助成	本市において住民基本台帳に記録され、現に市内に居住している者のうち、年度初日において80歳以上の普通自動車運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により、普通自動車及び一般原動機付自転車を運転することができる免許証）を有しないものその他市長が特に必要と認めたもの。ただし、尾張旭市障がい者タクシー料金助成事業実施要綱（昭和59年4月1日施行）に基づく障がい者タクシー料金助成利用券の交付を受けている者又は移送サービス利用助成事業実施要綱（平成14年4月1日施行）に基づく移送サービス利用助成券の交付を受けている者を除く。
特典支援	本市において住民基本台帳に記録され、現に市内に居住している者のうち、年度初日において80歳以上のものその他市長が特に必要と認めたもの

（申請手続）

第３条　この要綱により利用料金助成を受けようとする対象者は、高齢者外出支援事業利用券交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　特典支援は申請を必要とせず、高齢者向けの情報誌及び特典証は対象者へ郵送する。

（利用券の交付）

第４条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、対象者であると認められる場合は、高齢者外出支援事業利用券（第２号様式。以下「利用券」という。）を80枚交付するものとする。

２　年度の10月１日までに誕生日を迎え対象者となった者には、利用券を40枚交付するものとする。

（助成する額）

第５条　利用券の券面額は、１枚当たり100円とする。

２　利用券により助成する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　市営バスの利用　１人１乗車につき100円

(2)　タクシーの利用　１人１乗車につき上限1,000円

３　タクシー料金と助成する額に差額が生じる場合において、タクシー料金が助成する額の上限を上回るときは対象者の負担とし、タクシー料金が助成する額を下回るときは釣銭は返されないものとする。

（協力機関）

第６条　対象者が利用券を使用できる業者は、別表のタクシー業者及び尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第20号）に定める指定管理者（以下「協力機関」という。）とする。

２　特典支援の情報誌に掲載する業者は１年に１回募集し、尾張旭市広告掲載基準（平成19年10月26日施行）を満たした業者とする。

（助成の方法）

第７条　対象者が利用料金助成を受ける方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1)　市営バスの利用　１乗車につき１枚の利用券を乗務員に提出する方法

(2)　タクシーの利用　１乗車につき10枚を限度として乗務員に提出する方法

２　前項第２号の場合において、この事業の利用料金助成を受けている対象者複数名がタクシーに同乗する場合は、利用券を当該対象者複数名で合算して利用することができる。

（請求及び支払）

第８条　協力機関は、利用者から受け取った利用券を毎月末日に取りまとめ、請求書と併せて、翌月の10日までに市長に助成に係る利用料金を請求するものとする。

２　市長は、前項による請求があった場合は、請求の内容を確認の上、30日以内に当該利用料金を協力機関に支払うものとする。

（再交付の制限）

第９条　利用券は、紛失又は汚損しても再交付しないものとする。

２　特典支援の特典証の再交付を必要とするときは、対象者は高齢者外出支援事業特典証再交付申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（資格喪失の届出）

第10条　対象者に該当しなくなったときは、直ちに高齢者外出支援事業資格喪失届（第４号様式）に残りの利用券を添えて市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条　対象者は、利用券及び特典支援の特典証を、譲渡する等他人に使用させたり、担保に供することはできない。

（利用券等の返還）

第12条　市長は、偽りその他不正な手段により利用券及び特典支援の特典証を入手し、又は使用した者に対して、利用券又は助成した額の一部又は全部の返還を命じることができる。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和11年３月31日までの間に見直しを行うものとする。

３　この要綱に規定する申請手続及び交付手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱に規定する申請手続及び交付手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第６条関係）

通番	タクシー業者	所在地
1	アポロ介護タクシー	瀬戸市北みずの坂1―7―8
2	株式会社SYケアーズ	名古屋市守山区西新12―9
3	株式会社オオツカ	瀬戸市石田町269
4	介護タクシーいちご	名古屋市守山区中志段味大洞口2743―1　シャトー守山202号
5	株式会社タケヒロレッカー　介護タクシータケヒロ	一宮市伝法寺5―4―11
6	介護タクシートマト	名古屋市南区上浜町525
7	坂井介護サービスふらっと	名古屋市名東区引山1丁目901―4
8	株式会社タチソウ	名古屋市中区栄3―31―8　モリダイヤハイツ栄404
9	かご福祉タクシー	尾張旭市井田町2―250
10	株式会社香流運輸	名古屋市名東区引山4―606
11	近鉄東美タクシー	岐阜県中津川市太田町2丁目1番1号
12	株式会社グッドライフサポート	日進市浅田町茶園2―33　グリーンヒルズ赤池201
13	くろ猫ケアタクシー	清須市桃栄3―194恵風荘2―9
14	ケアタクシー麦わら手	瀬戸市東山町1―129―7
15	琴葉株式会社コトー介護タクシー	名古屋市熱田区幡野町18―8
16	fk. spice株式会社	春日井市高蔵寺町北1丁目86番地1
17	有限会社栄交通	瀬戸市八幡台1―4
18	鯱第一交通株式会社	名古屋市北区中切町1―63
19	親和個人タクシー協同組合	名古屋市熱田区伝馬3―5―7
20	中部個人タクシー協会	名古屋市中川区東中島町2―1　中島荘2―403

21	つばめ交通協同組合	名古屋市中区栄1―21―17
22	株式会社　帝産キャブ名古屋	名古屋市北区中切町5―18
23	東和交通株式会社	名古屋市北区辻本通1―23
24	名古屋市個人タクシー協同組合	名古屋市昭和区福江2―9―21
25	名古屋ハイタク協同組合	名古屋市中区大須3―5―6　矢場町サンコービル7F
26	菜の花介護タクシー	名古屋市守山区本地が丘1102　OS・SKYフレックス藤が丘504
27	HURRY　CARE　TAXI	名古屋市東区徳川町2609―1　ロイヤルアーク徳川町701
28	有限会社　魚住新聞店	名古屋市天白区一本松1丁目203番地
29	福祉タクシーあひる	名古屋市千種区竹越1丁目1―13
30	福祉タクシーアマゴ	尾張旭市平子町中通249番地
31	福祉タクシーうららか	名古屋市名東区上社3―501
32	福祉タクシーオーク	名古屋市北区西味鋺5―703
33	福祉タクシー大安	尾張旭市平子町東15番地
34	合同会社ニコニコ	尾張旭市新居町明才切2717
35	福祉タクシー八前コメット	名古屋市名東区八前2―1704
36	福祉タクシーひさ	瀬戸市古瀬戸町42
37	フジタクシーグループ	名古屋市西区玉池町2
38	二葉タクシー株式会社	名古屋市南区大磯通り5―3―1
39	プラス介護タクシー	瀬戸市幡野町524
40	瀬戸自動車運送株式会社	瀬戸市山脇町18
41	丸八交通株式会社	名古屋市天白区植田西2―1201
42	漫タクシー	名古屋市守山区小幡宮ノ腰6―19―2
43	名鉄西部交通株式会社	一宮市緑3―8―24
44	東海交通株式会社	名古屋市中川区尾頭橋3―18―13
45	ライフサポート高木	名古屋市守山区桔梗平2―1510
46	リフト付介護タクシー福祉の足	豊明市二村台二丁目1―4
47	有限会社カインドハート	尾張旭市緑町緑ケ丘100―81
48	株式会社上野商店	尾張旭市向町三丁目13番地1

第１号様式（第３条関係）　　№

高齢者外出支援事業利用券交付申請書

尾張旭市長　殿

令和　　年　　月　　日

次のとおり利用券の交付を申請します。
申請者（対象者）

フリガナ		生年月日	大正・昭和　年　月　日生
氏　　名			
住　　所	尾張旭市		
電話番号			

【代理人申請の場合、代理人の情報をご記入ください】

氏　名	続柄（　　）	電話番号	
住　所			

運転免許の状況（レ点を記入してください。）	□ 返　納	返納年月　　年　　月
	□ 失　効	私の運転免許証は、申請日現在失効しており、更新手続をする意思はありません。 失効日　　年　　月
	□ 未取得	運転免許を取得したことはありません。

次のことに同意します。

⑴　申請内容について、市が関係機関への調査、照会し、又は公簿を閲覧すること。
⑵　申請内容に虚偽が発覚したとき、又は不正利用が発覚したときは、未使用の乗車券は速やかに返還し、助成された金額の一部又は全部を返還すること。

令和　　年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（続柄：　　）

来庁者の本人確認の方法

□ 個人番号カード（写真付き）
□ 運転免許証
□ 介護支援専門員証
□ 資格確認書
□ その他（　　）

第２号様式（第４条関係）

No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長
No.＿＿＿＿ 高齢者外出支援事業利用券　１００円 有効期限　　年4月1日から　年3月31日まで 発行者　尾張旭市長

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

高齢者外出支援事業特典証再交付申請書

尾張旭市高齢者外出支援事業実施要綱の規定に基づき、特典証を再交付してほしいので、申請します。

記

再交付理由 （いずれかに〇を付すこと。）	毀損・亡失・その他（　　）

第４号様式（第１０条関係）

高齢者外出支援事業利用券資格喪失届

尾張旭市長　殿

年　　月　　日

住所

申請者　氏名

（続柄：　　）

電話

次のとおり利用券の交付資格を喪失しましたので届け出ます。

対象者 住所			
対象者 氏名		対象者 生年月日	年　月　日
資格喪失 年月日	年　　月　　日		
資格喪失 理由			

第１号様式（第３条関係）

第２号様式（第４条関係）

第３号様式（第９条関係）

第４号様式（第10条関係）